

第25回資料紹介展

歴史の宝箱 Part2 文書館・公文書館の役割

県公文書廃棄のシステム化



歴史的・文化的価値のある公文書の選別、廃棄がシステム化して一つのレールの上に。

入場無料 平成15年2月4日(火)～4月27日(日)

開館時間

午前9時30分～午後5時

休館日

毎週月曜日(月曜日が祭日の時は翌日)、毎月第3木曜日



文化の森総合公園 德島県立文書館

〒770-8070 德島市八万町寺山 Tel.088-668-3700 Fax.088-668-7199
<http://www.archiv.comet.go.jp>

文書が残るということは、文書を残そうという高い理念や多くの偶然が重なりあった結果といえる。従来の県および民間での事例を検討し、今後の資料保存のあり方について考える。

行政の軌跡を主権者たる 地域住民に開示すること！

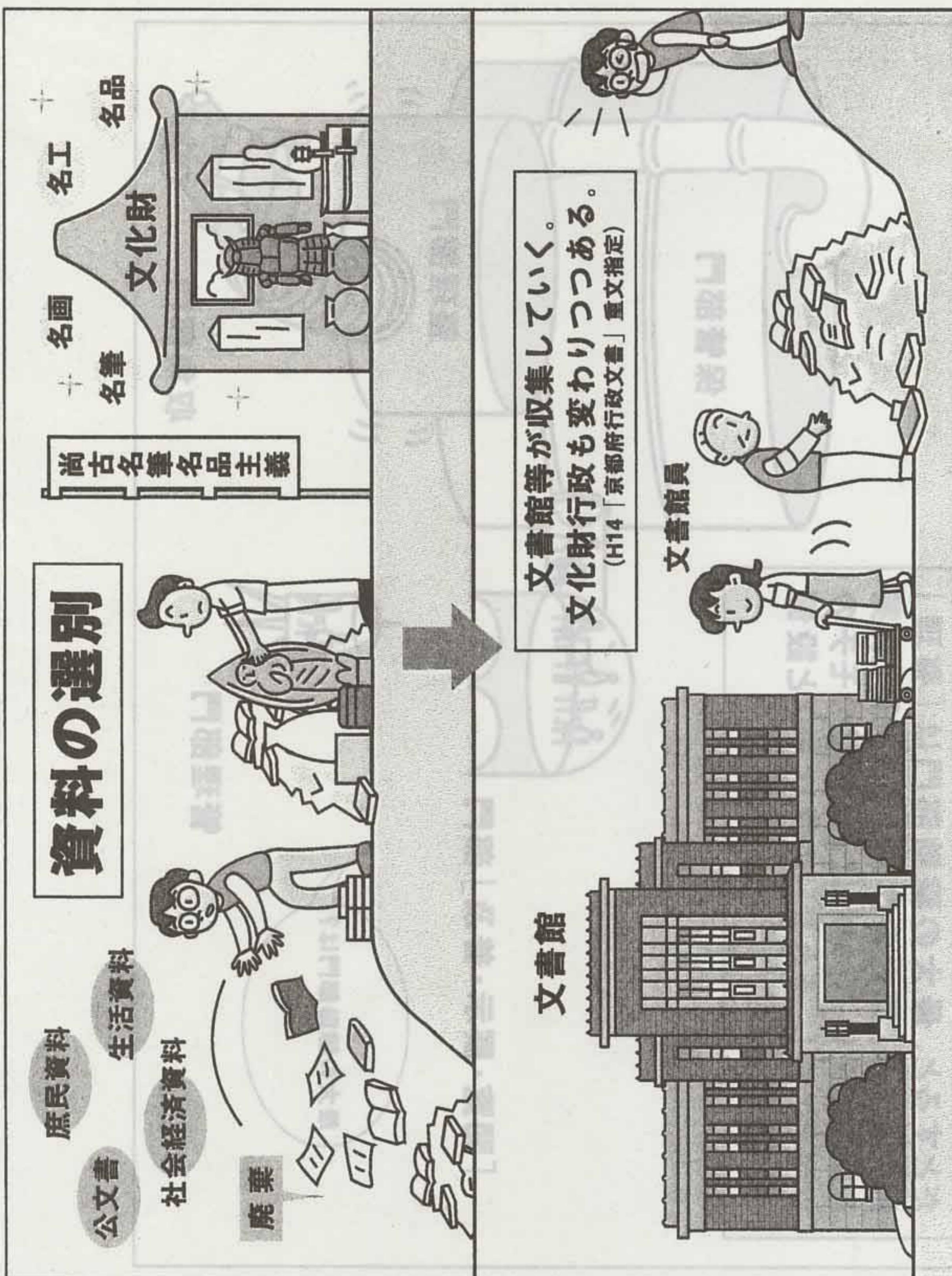


保存・整理
すれば宝

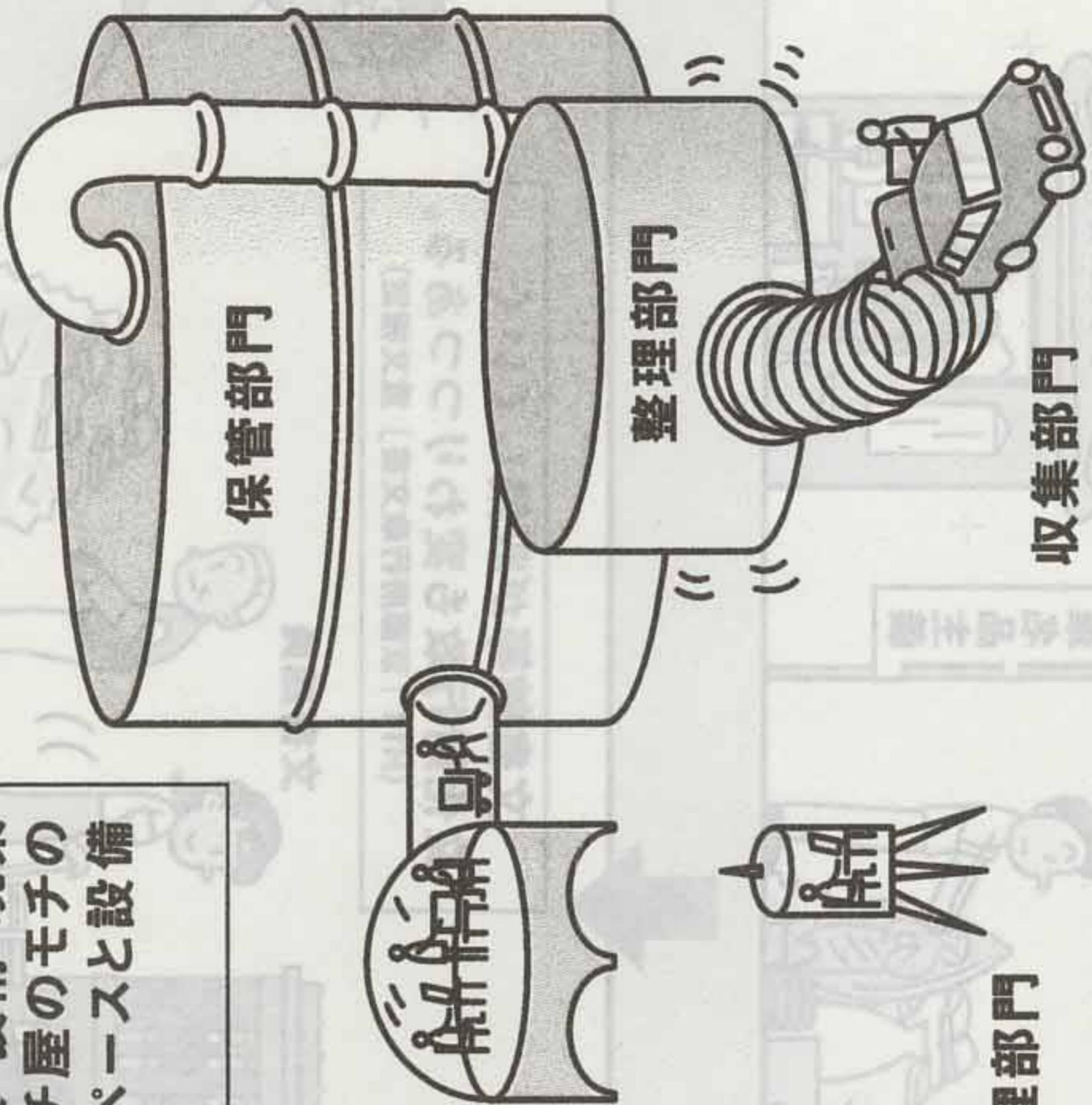
公文書、廃棄
すればゴミ



※これらのイラストは 北川健「文書館のアイデンティティとそのイラスト表現」
「山口県立文書館研究紀要」(17号、1990年)を参考にしました。



文書館は単なる「文書館」「容器」ではない。生きた「稼動部門」「整理解説」など、最大の稼動部門は「技術・現業部門である。館内の作業人員・技術員を集約している。いわば「モチ屋のモチベース」とツキどごろ」。それなりのスペースが必要になる。



最大の稼動部門は?

文書館はどんな団体とフトコロを持つといふよ
うと「外から見える」のは「閲覧・展示・普及」部門。
良くも悪くも文書館のイメージと評価を決定づける
見せどころ、「ショウウインド」である。
しかし「閲覧・展示」部門は「顔」であっても
文書館の「全身」ではない。

外から見えるのは
「氷山の一角」だけ…

閲覧室

<壁面ケースA>公文書に見る保存・引き継ぎ

保存されていた情報

1. 郡役所引継簿冊目録

1926（大正15）年7月1日の郡役所廃止に伴い、文書を残そうとして作成された勝浦・板野・名西の三郡役所の引継簿冊目録である。

この目録を見ると、勝浦郡の庶務の項には「町村行政成績台帳」（大正12）、「町村事務監督調書」（大正13）、学務の項には「校長会決議録」（明治32-43）、板野郡の地理・土木の項には「吉野川沿革調」（明治20）、「九ヶ村堰ニ関スル図面」（明治26）、名西郡の議事の項には「郡会議事録・発言録綴」（明治24-32）等々、興味深い簿冊名が記載されている。

なお、残念ながら、戦災もあり、現在、これらの簿冊が残されているか否か全く不明である。

（「大正15年度 郡役所引継簿冊目録」）

郡制について

明治政府は、大区小区制により地方行政を行ってきたが、旧来の町村の地位を否定しえず、1878（明治11）年郡区町村編制法により、町村を「住民社会独立ノ区画」として末端単位にするとともに、東京・京都・大阪などの都市地域には区を設けた。郡には郡長、区には区長、町村には戸長を各1名置いた。しかし、この時点の郡は、地方官庁たる郡役所をもつ行政区画にすぎなかった。

1890（明治23）年5月府県制・郡制を公布し、翌年4月より施行。今まで行政区画にすぎなかった郡は、不完全とはいえ公共団体としての実態を備えることとなり、郡には郡会および郡参事会が置かれ、地主を中心とする有産者が、郡行政および町村監督行政への参加権を得た。しかし、自治体としての歴史を持たなかつたため、自治体化した郡制を支える郡住民の自治意識の発達は極めて不十分であった。

1905（明治38）年に郡制廃止法律案が衆議院に提出されたのをはじめとして、郡制廃止の声は何回もあったが、貴族院の反対でいずれも否決された。

その後、1921（大正10）年に原内閣の手で提出された法律案が可決され、「郡制廃止ニ関スル法律」として公布された。これにより、1923（大正12）年4月1日に郡制は廃止され、郡は行政区画にもどり、郡役所も純然たる地方官庁となつた。

さらに、1926（大正15）年7月1日には地方官制の全面改正により郡役所も廃止され、郡は単なる地理的名称とかわつた。

2. 敗戦間際の徳島の様子を伝える文書

この「昭和20年度 起債許可書」の簿冊には、①「授産場費起債申請書」、②「防空施設費起債申請書」など、興味深いものが多くある。

①は、出征軍人軍属の遺家族を対象とした徳島市の「授産事業」であるが、日中戦争、さらには太平洋戦争へと戦局が展開するに及び、「決戦非常措置要綱ニ依リ国民皆勤ノ施策」の実現に寄与するため、佐古に「国民勤労作業所」を設置しようというものである。

②は、日米決戦の機に臨み、城山・眉山に横穴式防空壕3か所（高さ・幅各2メートル、総延長500メートル、総収容人員1,500人）、そして一か所に20人収容できる掩蓋式公共待避壕（深さ1.6メートル、幅2.4メートル、長さ7.6メートル）を徳島市内150か所に造ろうと計画したものである。

これらは、戦災をくぐり抜けて残された、敗戦間際の徳島の状況を伝える貴重な資料である。

（「昭和20年度 起債許可書」）

発見!! 「大本営発表」のチラシ

映画やドラマで耳にした「大本営発表」のチラシを、本年三月に歴史的文化的価値を有する資料として文書館が収集した「昭和20年度起債許可書 総務課」という簿冊に挟まれていた中から、当館文化推進員が公開にあたっての整理点検中に見つけた。縦20.5センチ、横27.5センチの黄ばんだ紙に青色で謄写版印刷されたものである。5枚目には「大本営発表」と朱印が押されている。同盟通信社徳島支局の井上新太郎が1945(昭和20)年3月17日に印刷・発行したものである。同盟通信社は、第二次世界大戦の戦前・戦中期に活動した日本のニュース通信社で、日中戦争後は政府・軍のための協力活動を中心業務としていた。

「B29 約六十機 神戸市街を無差別爆撃」

1945(昭和20)年3月9日から10日にかけ、B29 約300機が東京に飛来し、無差別夜間爆撃を行った。いわゆる東京大空襲であり、22万戸焼失、死傷者12万人、罹災者100余万人という。3月13日に名古屋、翌14日に大阪、17日には神戸が空襲された。1枚目の「B29約六十機 神戸市街を無差別爆撃」記事は、この神戸空襲を伝えるものである。文末の「我空地制空部隊は果敢にこれを追撃し其の甘機を擊墜他の殆ど全機に損害を与へたり」の下りは、「大本営発表」の実物を目の当たりにして当時を伝える現実を考えたとき、実に鳥肌立つものがある。

「日本には過酷な條件を」

1945(昭和20)年3月17日に印刷・発行されたものと思われる。このチラシ中の「無条件降伏」は、1943(昭和18)年11月のカイロ宣言以降、連合軍の既定方針であるが、①日本軍国主義の破壊と完全武装解除、②軍需工業の撲滅、③日本の軍事占領、④国家主義の一掃など1945年7月のポツダム宣言につながる内容が、この時点でアメリカの新聞記者等によって議論されおり、しかも、そのことが同盟通信リスボン特派員の情報からチラシが作られ、少なくとも県庁職員段階において知られていたということは注目される。

以上の二つ以外に、「米第六師団長戦死」、「B29 阪神方面へ侵入 中部軍発表(昭和廿一年三月十七日六時)」「硫黄島の米海兵隊損害」のチラシがある。

3. 昭和21年の南海地震関係起債許可書

昭和21(1946)年12月21日に起こった南海地震による災害復旧のため、各市町村は起債許可申請を国や県に対して行った。この簿冊の中には、死者75名をはじめとして甚大な被害を蒙った浅川村が、大規模な震災復旧事業が必要なため、村議会で総額1,709,000円の起債を議決し、その内の歳入欠陥補填債への起債許可書を始めとして、徳島市、牟岐町、小松島町、大津村、立江町、中野島村、椿町、見能林村、橋町、福井村、坂野町等の起債許可関係書類が綴られている。この資料を見れば、南海地震当時の被害場所、被害の概要、さらには、当時の関係市町村の歳入・歳出状況が分かる。また、当時は、市町村税として、自転車、荷車、金庫、扇風機、犬にも課税されていたことも分かる。さらに、那賀郡中野島村においては、歳入歳出予算書を不祝儀の熨斗紙の裏を利用して印刷しており、当時の物資不足の状況が手に取るように把握できる。(「昭和21年度 起債許可書 地方課」)

4. 『教育調査報告書』昭和23・24年度～昭和31年度（徳島県教育委員会）

戦後の日本は、民主化と平和国家の建設をめざして、国民主権・徹底した平和主義・基本的人権の尊重を軸とした日本国憲法の下に再出発した。この日本国憲法の理念を実現するために教育基本法が出されると同時に、それを具現化する学校教育法が出された。この戦後の教育改革の根本精神は、教育水準の向上と教育の機会均等である。そのために、①6・3・3・4制、②義務教育年限を9年に延長、③男女共学、④小学区制、⑤定時制（夜間、昼間）、⑥通信制、等々が導入された。これは、主に、勤労青少年への教育の機会を拡大し、地域や学校間、男女間の教育格差を解消する方策であった。

これを受け、徳島県でも1947（昭和22）年に徳島県教育委員会が結成され、6・3制についての要綱を発表し、新制中学校を発足させた。さらに翌年には新制高等学校も発足させた。『教育調査報告書』昭和23・24年度は、徳島県教育委員会が、「教育による国民の民主化を度外視して新憲法の実現はあり得ない。更にいえば、新教育の徹底は、教育が国民のものである以上、国民の手によって国民一人々々の関心と、責任と、理解の上において遂行されるより外に道はないのである。かく観じ来ると、何より先決の問題は、脚下に横たわる本県教育の実相を正しく把握することである。」として、全国に先がけて教育調査書を公表したものである。本書には、徳島県教育予算、児童生徒数、出席状況、男女共学実施の状況、学区制、週五日制実施の状況、校舎・備品の状況、教職員組織、教員の異動方法、教員の勤務状況等々、興味深い調査内容が多々含まれている。以下、昭和31年度まで、毎年、調査報告書が出されており、戦後の教育史を研究する上で、貴重な資料群である。

<壁面ケースB>文書の引き継ぎ・引き渡し 大栗家文書に見る庄屋文書の引き継ぎ・引き渡し

5. 「御用物引継証文」（証文二通一巻）

6. 「大切書類式通入」（証文八通一巻）

明治・大正期に、旧神領村（現神山町）大栗太郎兵衛の整理した文書の中には、村の庄屋として、庄屋文書の引継に関する古文書が残されている。「大切書類式通入」は、大正2年（1913）に太郎兵衛が整理をした資料で、宝暦7年（1757）から文化8年（1811）の庄屋文書の引継に関する古文書が8通綴られている。この資料の最初に太郎兵衛が付した目録は下記のとおりである。

（資料整理のため大栗太郎兵衛が記した目録）

記

- 一 宝暦七年丑正月廿五日付、神領村大久保名行キ源右衛門
願書壱通
- 一 天明三卯年十二月十八日付、神領村庄屋直左衛門ヨリ高橋源蔵
當同村御用物引継証文壱通
- 一 天明四辰年十月三日付同御証文壱通
- 一 未十二月六日付青井夫名行キ圓五庄屋寿左衛門
當證文壱通
- 一 天明七末年十月六日付高橋辰之助より佐々木悦三郎へ
神領村御用物引継証文壱通
但悦三郎御取立役被仰付候故
- 一 寛政十二庚申年三月廿八日付高橋源蔵より

佐々木悦三郎御用物引継証文

但神領庄村屋ト悦三郎被仰付候

- 一 文化八酉年高根名百姓共より小役引
願ニ付御郡代高木真之介様より御返書
右之通継合候也
- 大正参丑年十一月九日
大栗太郎兵衛

(栗之印)

このように、庄屋文書の引継に関する文書が年代を追って3通含まれており、行政の末端組織として庄屋保管の公的な文書の引継がきちんと行われていたことがわかる。その文書綴りの最後には「右、貴重之書類ナルニ付散乱の虞（おそれ）なき為、継合申もの也。大正二癸丑年十一月九日 大栗山 大栗太郎兵衛 印」とあり、大栗太郎兵衛の保存に関する考え方を見ることができる。

「御用物引継証文」は、明治4年（1871）明治維新により庄屋役が無くなつたため、新しくできた役職である里長に文書を引き継いだときに作成された文書の目録である。その表紙には下記のとおり書かれている。

（封筒表）

明治四辛未年四月廿三日引渡

御用物引継証文在中

大切之書類也

（封筒裏）

大栗山大栗氏

（封筒貼紙）

明治御一新旧藩改役員御解放ニ付、諸御用物

阿川村里長河野寿四郎・同補左右内村阿部

左平太立会引渡候目録、但、太郎大夫より寿次郎等

充目録控壱通、佐伯常太郎より寿次郎等受取書付ニ

同人奥書加へ候目録壱通、合シテ式通入

この資料は、庄屋役が迎えた明治維新の一端を示す資料として貴重である。

（明治4年4月23日大栗山大栗氏の印蓋跡）

門前吉田吉音助大井源蔵、廿日五廿日五十五年五月廿三日

飯谷書院

萬葉齋高木門前吉田吉音助、廿日八日廿日二十九日三月天

飯谷文庫

門前吉田吉音助吉音助廿日六日三十日四月天

飯谷文庫

一
萬葉齋高木門前吉田吉音助廿日六日三十日四月天

飯谷文庫

萬葉齋高木門前吉田吉音助廿日六日三十日四月天

<展示ケース1>資料を整理する 大栗太郎兵衛の資料整理

7. 仕上連判乞下済口書之覚(庄屋不都合の件)

大栗太郎兵衛は、積極的に近隣の資料を収集し整理を行った。古文書の原本を残すだけではなく、和紙で封筒を作成したり、文書の端の部分が痛まないように竹ひごを当てて補強したり、目録を付けたり、朱で簡潔に内容を紹介するなど、保存や後の利用のための努力をしていた。

下記の資料は、明治3年(1870)神領で起こった年貢に関する争論の史料で、「仕上連判乞下済口書之覚」に太郎兵衛なりの解説を付けたものである。

(大栗太郎兵衛解説 解読)

本書ハ神領村百姓共不人氣申立天神村(現石井町)大庄屋武藤章左衛門内原村(現鴨島町)右同桑原鶴三郎両人へ扱方御差下ケ成明治三庚午年八月廿日済口結果ニ至り候双方請書也

但明治弐年一般百姓不人氣申立成

本村之義も右之傳染如是不幸受候モノニ而
決シテ不調法之筋者無之時節之ながら
しむる處候也

(大栗太郎兵衛解説 意訳)

この古文書は、神領村の百姓共が庄屋大栗太郎大夫の年貢取立に関する不都合を申し立て、天神村大庄屋武藤章左衛門・内原村大庄屋桑原鶴三郎の両人の扱いとして下げられた訴訟について、明治3年8月20日に解決した結果の双方請書きである。

ただし明治2年は一般に百姓共が様々な不都合を申し立てた年であり、当村のことでもこの伝染により不幸にも訴訟を受けてしまう結果となつたもので、決して不調法があった訳ではない。この時期が良くなかった為である。

仕上連判乞下済口書之覚

(本文意訳)

明治神領村庄屋・御取立役兼帶、大栗太郎大夫の年貢取立について不都合があり、村中一党(一枚)の百姓共数百人が太郎大夫家に詰めかける騒動となつた。その際村方の百姓に乱暴(苛暴)な行いがあり村役人は訴訟を起した。村方の百姓側も年貢の取り立てに関して訴訟を起した。

そこで、双方を取り調べてみると、大栗太郎大夫は、近年病気がちで庄屋としての仕事ができず、ほとんど息子や五人与達に年貢徵収のような重要な仕事まで任せざるを得なかつた。神領村は納め年貢高が1600石にも及ぶ大きな村であったので仕事に不慣れな五人与達に任せた結果、頻繁に行われる地所の売買などによって年貢の取りすぎが数千件、地所の売り主買い主双方から年貢を徵収する様なことが数百件も行われていたことが判明した。この分の年貢を返却することが決まり、騒動は解決(下済)したので、双方連判の上、訴訟を取り下げる事になった。

<展示ケース2>資料を書写する・編集する

武田浦三郎が残した史料

武田浦三郎は天保13（1842）年に美馬郡東端山村の庄屋の家に生まれ、安政2（1855）年にわずか13歳で家督を継ぎ庄屋となってから、大正3（1914）年73歳で端山村の助役を退任するまで村政の中心にあった。その暦年の記録は、「端山村務録（二）」（タケタ00087）に整理されている。江戸時代末期から大正に至る大変革の時代を通して残されている一級の村行政記録である。

端山村村務録の緒言には「安政二乙卯年家督相続庄屋ヲ拝命シ、勤中之事蹟ヲ懸り記スニ暇アラス只其萬分毫ト、且重モ成名記暦ヲ顯ハス詳細ヲ得ント欲スレハ、幾種ノ筆記アリ依テ知ルベシ」とあり、詳細は幾種類もの別の史料を参照してくれとある。武田家文書には、浦三郎自身が書き残した資料と、実際に用いられた江戸時代以来の公文書があり、総体として武田浦三郎が我々に残した歴史遺産といえる。

浦三郎が端山村行政の中心にあったのは、明治22（1889）年東西の端山村が合併して新制端山村が出発し、翌年11月に公選によって端山村長に就任してから、明治35（1902）年任期満了につき退職するまでの間である。この間の村務心覚えの帳簿に「諸記録」（タケタ0014）がある。その趣意書には「端山村戸長後ニ村長武田浦三郎、明治弐拾弐年より同弐拾八年迄村務在勤中村務心覚之為記シタルモノト私務上ノ事モ多少相添タルヘキ、各其概略ヲ記シアリ、其目次左ニ顯ハス」とあり、明治22年に発布された大日本帝国憲法から始まり、明治35年の退任挨拶状まで一連の村行政トップの関連文書を一冊にまとめたものである。まさに先の「端山村務録」の記述を詳細に検討するための資料集となっている。

さらに、その明治35年の退任時の引継書が「明治三拾五年端山村長任期満限退隠ニ付事務引継一巻」（タケタ00088）である。この引継書の巻頭には「端山村役場帳簿目録」として2,701冊分の簿冊目録が記されている。浦三郎は、こうした情報としての公文書を引き継ぎ残すことこそを最重要と考えていたのだろう。

こうした史料類は浦三郎が退任後、村の記録として自分が中心になって行ってきた行政の記録を書き写し編綴し我々のために残したものである。浦三郎自身が精査することによって、片寄はあるものの一定の基準で当時の行政を把握するのに必要な書類は残された。また、その過程で、歴史に深い関心を持ち、さまざまな資料を写したり聞き書きをして集めて、貞光地域の地誌である「貞光谷見聞録」（タケタ00026）を大正5年に、「阿波国見聞録（郡別5冊）」（タケタ00027～31）を大正7年にまとめている。

さらに、歴史資料としての古文書にも関心を持ち、代々庄屋をしていた自家の文書を整理しラベルを貼ったり、裏打ちをしたり、綴り直しをしたりすることを行ったのである。浦三郎は大正12年1月19日に82歳で亡くなるが、編纂された史料を見ると、どうも、大正3年73歳で村務を退任した以降にこうした資料の整理・編纂を行ったようである。残された史料から、浦三郎の歴史を残すという強い意志が感じられる。

<展示ケース3>文書の展示と資料集

民政資料展覧会と「阿波藩民政資料」

徳島県の歴史資料集の内最も重要な資料集の1つに「阿波藩民政資料」がある。大正3(1914)年4月10日発行のものが1冊、大正5(1916)年発行のものが上下2冊、計3冊発行されている。徳島県史料刊行会によって昭和56年に複製版が発行され、現在の我々もその恩恵に浴している。

この時期、公的な資料でない「民政資料」の収集および展覧会は、徳島だけで行われたものではない。明治44(1911)年7月10日には福井県が主催して「民政資料展覧会」が開催されている。また、明治44年から翌45年にかけて京都府でも維新以前の民政制度についての調査及び資料収集事業が行われ、「維新以前民政制度沿革及び事跡調査」「維新以前民政資料」が出版されている。さらに、神奈川県でも大正2年10月11・12日の2日間、新県庁の落成に合わせて古文書・古地図・民具など2,000点の資料が集められ「民政資料展覧会」が開催されており、立錐の余地がないほど盛況だったという。こうした全国的な府県の流れの中で徳島においても「民政資料展覧会」が行われ、「阿波藩民政資料」が作られたといえよう。

大正3年の「阿波藩民政資料」は、大正2(1913)年7月15日より同8月30日にかけて、徳島県物産陳列場で行われた「民政資料展覧会」に集められた出品資料1,500余点の中から選別され印刷されたものである。徳島県物産陳列場は皇太子殿下行啓内定を機会に行啓記念館を建設することとなり、明治40(1907)年徳島市が建築して県に寄附した建物である。県はそれを徳島県物産陳列場として経営することとし、明治41(1908)年4月開館した。建坪51坪。階上に戦役記念品、階下には県内の各種物産を陳列し、民心の修養と商工業の改善発達を目的としていた。「民政資料展覧会」は場長住田史郎以下職員全員がかかって行う一大イベントであった。この資料展は好評であったので、さらに資料集の編さんがあがめられることになった。その目的は、資料集の緒言に「今や維新後既に40余年、文化亦昔日の比すべきにあらずと雖も、而も温故知新の業蓋し無益の事にあらず、況や事蹟の湮滅日に太甚を加ふるに於いてをや」とあり、温故知新の重要性と、歴史事実が日に日に消えていくことを憂えていることがある。また、この緒言では資料集の編集が完璧でなかったことを嘆いており、2回目の収集刊行を期すことを記している。

翌、大正4(1915)年11月、大正天皇即位大典が行われる記念として、11月10日から翌5年4月末日まで、前回と同じ徳島県物産陳列場において2回目の「民政資料展覧会」が開かれることになった。この時は、御大典奉祝協賛委員会を設置し、委員長に県内務部長、副委員長に警察部長を宛て、物産陳列場の職員・県の職員・警察職員のほか嘱託職員として学校の教諭も動員され、県を挙げての大イベントになった。出品点数は県下から広く収集され4,800余点にのぼっている。5年1月には「御大典記念阿波藩民資料」上下巻2冊が完成し、奥付の発行所は徳島県としている。この資料集は、所収し切れない資料について目録を作成して掲載していることも後の研究者にとって有り難いところである。

この編纂に嘱託職員として関わった人には、漢学者で郷土史の著作もある徳島中学校教諭の岡本由喜三郎(対南)や郷土史家として活躍していた高等女学校教諭の橋本亀一、徳島中学校の小出植男、国府小学校長近藤達郎、渋野小学校長田所市太(眉東)ら当時の名だたる郷土史研究者が含まれていた。また、資料収集に尽力した人物として曾我部道夫が挙げられている。曾我部は明治25年2回目の衆議院議員選挙で代議士となり、その後岐阜・鳥取・福岡県知事を歴任した官吏で、明治31年に退官し徳島で漢詩などの文化活動を行っていた。このように政・官・学が一体となって資料の収集・資料集の編纂にあたっていたのである。

こうした「民政資料展」の足跡は、現在も各地の古文書の中に貼られたラベルや、借用礼状の形で残されており、古文書調査で行き当たることも少なくない。第二次世界大戦中や戦後に次々と散逸した古文書を考えるとこの資料集の輝きは今後も消えることはないだろう。

参考文献…『福井県史年表』、『京都府総合資料館だより』130号

<展示ケース4>県の文書規程と文書管理

文書館資料として残る文書規程変遷の片鱗

現在文書館には、徳島に関する昭和4年度と昭和24年度の加除式法令集がある。この法令集の中で文書の管理・保存に関する規程は、昭和4年度には大正十五年訓令第八十七号で定められた「徳島縣處務細則」、昭和24年度分では徳島県の戦後訓令第一号である「徳島県府庶務細則」の中に含まれている。これらは、徳島県の行政機構事務全体に関わる訓令で、文書に関する規程の外に各課の名称、事務分掌、服務規程などを含んでいた。

これに対して、「昭和28年文書編纂例規綴」には、昭和28年5月に公文書の保存について各課宛に意見集約のための文書が綴り込まれている。さらに、8月には他県に文書規定に関するアンケート文書を送付しており、その回答が「文書編纂保存綴」である。そのアンケートでは、1 文書編纂保存規定の有無、2 編纂保存事務従事者の職名及び人員、3 書庫の位置及び坪数・構造、4 蝕害（虫損害）および蒸潤等に対する損害防止対策の4点を聞いており、規定・職員・書庫・資料保存という文書管理機関が現在抱えている悩みと同じような問題について率直に尋ね、各県から詳しい回答が寄せられている。

徳島県において、本格的な文書規程が作られるのは、昭和41年を待たなければならないが、文書の管理・保存についても時代に応じて変更を繰り返して来ていた。

昭和28年文書編纂例規綴には、昭和28年5月に公文書の保存について各課宛に意見集約のための文書が綴り込まれている。さらに、8月には他県に文書規定に関するアンケート文書を送付しており、その回答が「文書編纂保存綴」である。そのアンケートでは、1 文書編纂保存規定の有無、2 編纂保存事務従事者の職名及び人員、3 書庫の位置及び坪数・構造、4 蝕害（虫損害）および蒸潤等に対する損害防止対策の4点を聞いており、規定・職員・書庫・資料保存という文書管理機関が現在抱えている悩みと同じような問題について率直に尋ね、各県から詳しい回答が寄せられている。

徳島県において、本格的な文書規程が作られるのは、昭和41年を待たなければならないが、文書の管理・保存についても時代に応じて変更を繰り返して来ていた。

昭和28年文書編纂例規綴には、昭和28年5月に公文書の保存について各課宛に意見集約のための文書が綴り込まれている。さらに、8月には他県に文書規定に関するアンケート文書を送付しており、その回答が「文書編纂保存綴」である。そのアンケートでは、1 文書編纂保存規定の有無、2 編纂保存事務従事者の職名及び人員、3 書庫の位置及び坪数・構造、4 蝕害（虫損害）および蒸潤等に対する損害防止対策の4点を聞いており、規定・職員・書庫・資料保存という文書管理機関が現在抱えている悩みと同じような問題について率直に尋ね、各県から詳しい回答が寄せられている。

徳島県において、本格的な文書規程が作られるのは、昭和41年を待たなければならないが、文書の管理・保存についても時代に応じて変更を繰り返して来ていた。

昭和28年文書編纂例規綴には、昭和28年5月に公文書の保存について各課宛に意見集約のための文書が綴り込まれている。さらに、8月には他県に文書規定に関するアンケート文書を送付しており、その回答が「文書編纂保存綴」である。そのアンケートでは、1 文書編纂保存規定の有無、2 編纂保存事務従事者の職名及び人員、3 書庫の位置及び坪数・構造、4 蝕害（虫損害）および蒸潤等に対する損害防止対策の4点を聞いており、規定・職員・書庫・資料保存という文書管理機関が現在抱えている悩みと同じような問題について率直に尋ね、各県から詳しい回答が寄せられている。

徳島県において、本格的な文書規程が作られるのは、昭和41年を待たなければならないが、文書の管理・保存についても時代に応じて変更を繰り返して来ていた。

第25回資料紹介展 展示品目録

No.	資料名	年代	備考(資料番号)
① 壁面ケースA 公文書に見る保存・引き継ぎ			
1	昭和20年度起債許可書	昭和20年(1945)	K200200474
2	大正15年度 郡役所引継簿冊目録	大正15年(1926)	K200200073
3	昭和25・26年度教育調査報告書	昭和25年(1950)	K199900073
4	昭和27年度教育調査報告書	昭和27年(1952)	K199900074
5	昭和28年度教育調査報告書	昭和28年(1953)	K199900076
6	昭和29年度教育調査報告書	昭和29年(1954)	K199900078
7	昭和30年度教育調査報告書	昭和30年(1955)	K199900081
8	昭和31年度教育調査報告書	昭和31年(1956)	K199900083
9	昭和21年度起債許可書 地方課	昭和21年(1946)	K200200321
② 壁面ケースB 大栗家文書に見る庄屋文書の引き継ぎ・引き渡し			
10	御用物引継証文(証文二通一巻)	明治4年(1871)	オア00021020~22
11	大切書類式通入(証文八通一巻)	宝暦7年(1757)	オア00021023~31
③ 展示ケース1 資料を整理する・大栗太郎兵衛の資料整理			
12	仕上連判乞下済口書之覚	明治3年(1870)	オア00021037
④ 展示ケース2 武田浦三郎の残した公文書地域資料			
13	諸記録	明治35年(1902)	タケ00014
14	貞光谷見聞録	大正5年(1916)	タケ00026
15	阿波国見聞録(5冊)	大正期(1923)	タケ00027~31
16	端山村務録	大正8年(1919)	タケ00086・87
17	明治35年事務引継一巻	大正3年(1914)	タケ00088
⑤ 展示ケース3 民政資料展と阿波藩民政資料			
18	阿波藩民政資料	大正3年(1914)	井内家文書
19	御大典記念阿波藩民政資料上下	大正5年(1916)	井内家文書
20	藩政時代与頭庄屋谷幸三郎記録	天保13年(1842)	タケ00419
21	民政資料出品目録	大正4年(1915)	タケ00628010
22	公制秘鑑	近世(1868)	ニシノ00368
23	東宮殿下行啓記念写真帳	大正12年(1922)	図書
⑥ 展示ケース4 徳島県の文書規程と文書管理			
24	加除自在現行徳島県例規全集 上巻	昭和4年(1929)	K200200067
25	徳島県例規集	昭和24年(1949)	G200000985
26	文書編さん保存綴	昭和28年(1953)	K200200112
27	文書編纂例規綴	昭和29年(1954)	K200200111
28	廃棄文書関係綴	昭和29年(1954)	K200200120
29	文書分類表(徳島県)	昭和40年(1965)	G199300217

*資料保護のため展示品を変更することがあります。